

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通関</p> <p>第4節 特殊輸入通関</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-18 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の<u>全て</u>の条件に該当し、かつ、検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸入者等からの<u>申出</u>に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p><u>なお、保税地域には、他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）は含まれない。</u></p> <p><u>また、輸入貨物の一部が他所蔵置場所に置かれている場合は、上記の一の輸入申告による申告を行うことは認めないものとする。</u></p> <p>(1) 輸入貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税關の管轄区域、かつ、同一都道府県に所在していること。</p> <p>(2) 輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸入申告により通関する必要があると認められること。</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第4節 特殊輸入通關</p> <p>(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)</p> <p>67-4-18 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の<u>すべて</u>の条件に該当し、かつ、検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸入者等からの<u>申し出</u>に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>